

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2017年10月号(J218)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 友達光電とTCL、知財紛争で和解
- 02 営業秘密の窃取で前華亞科技の幹部5名を起訴
- 03 HTCがGoogleと11億米ドルの提携協議を締結
- 04 クラリベイト・アナリティクス：台湾から4つの企業・機関が技術革新番付入り
- 05 トナーカートリッジを改造・販売した並行輸入業者を起訴
- 06 オンラインゲーム「クロスゲート」プログラムを違法複製した男に実刑判決
- 07 TIPAが広告代理店と提携、台湾IWLに関する協力覚書に調印

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
「同仁堂」商標の使用許諾係争、台湾樂氏同仁堂が逆転勝訴
- 02 公平交易法関連
Uberに公平交易法違反で100万新台湾ドルの過料、提訴するも敗訴

今月のトピックス

J170927X4

01 友達光電とTCL、知財紛争で和解

友達光電股份有限公司（AU Optronics Corporation、以下「友達光電」）とTCL集团股份有限公司（TCL Corporation、以下「TCL」）との間の悪意あるヘッドハンティングを発端とする紛争が和解で終止符を打った。TCLは友達光電と和解したと発表している。同社の発表によると、2013年から友達光電とTCL及びその関連企業との間でディスプレイ技術分野の知的財産権に係る紛争が多発していたが、双方は幾度にもわたる交渉を経て、2017年9月24日に和解協議書を締結した。共同の友好的な協力意向に基づいて、TCL及びその関連企業は友達光電及びその関連企業との間のディスプレイ技術関連知的財産権に係る紛争について全面和解が成立し、双方のコンセンサスに基づく方法で紛争を解決していくという。

友達光電によると、同社はTCLとの長期的な業務の発展を考慮して、和解に至ったという。和解の内容については公表できないとしている。（2017年9月）

J170926X4

02 営業秘密の窃取で前華亞科技の幹部5名を起訴

台湾美光晶圓科技股份有限公司（Micron Technology Taiwan）の前身^{*}である華亞科技公司股份有限公司（Inotera Memories Inc.）の経理^{**}クラス幹部5名が社内の機密文書を窃取した嫌疑を受けていたが、桃園地方裁判所検察署は2017年9月25日に取り調べを終え、営業秘密法、著作権法違反及び背任及び故ない他人の電磁的記録の取得等の罪で5名を起訴した。（*：2017年3月1日に社名変更、**：「経理」は日本の部長に相当）

主な業務項目がDRAM向けウエハの受託生産であった華亞科技は、2016年12月6日Micron社に買収された。華亞科技で経理以上の職位にあった張（男）等5名は2016年9月から11月までの間（Micron社に買収される前）に次々と退職し、中国の紫光集団（Tsinghua Unigroup）傘下にある長江存儲科技科技有限責任公司（Yangtze Memory Technology Corp）、合肥市政府（中国安徽省）が主導する合肥智聚集成電路有限公司等に就職した。

張等5名は退職する前、華亞科技の情報セキュリティ、従業員秘密保持協定等の規定に違反し、携帯電話による撮影、紙への印刷等の方法で、華亞科技のクリーンルーム維持運用に関連する「機密」レベル以上の営業秘密を複製した疑いがある。その中で范（男）はさらに在職期間中に携帯電話による撮影、ネットでの伝送等の方法で重要な営業秘密を中国へ伝送して、華亞科技の営業利益に深刻な損害を与えた。桃園地方裁判所検察署は2017年9月25日に取り調べを終え、法により5名を起訴すると同時に、5名の給与及び犯罪で得た所得に基づく追徴金の請求も裁判所に対して提出した。（2017年9月）

J170922X5

03 HTCがGoogleと11億米ドルの提携協議を締結

宏達国際電子股份有限公司（HTC Corporation、以下「HTC」）は2017年9月21日Googleと共同で提携協議の締結を発表した。その協議内容によると、Googleは元来Google Pixel携帯電話の開発に参加していたHTCのチームメンバーやそれに関連する従業員を（部門ごと買収して）受け入れるほか、HTCの一部の関連資産を買い取る。またHTCも一部の知的財産権についてGoogleに対する非排他的実施許諾を行う。取引総額は11億米ドルに上る。（2017年9月）

J170928Y1

J170927Y1

04 クラリベイト・アナリティクス：台湾から4つの企業・機関が技術革新番付入り

クラリベイト・アナリティクス（Clarivate Analytics）が発表した技術革新レポート「2017 State of Innovation Report: The Relentless Desire to Advance」によると、2016年世界の主要12業種の研究及び特許活動は減速傾向となったが、特許出願件数は右肩上がりの成長をみせた。2016年の特許出願件数は260万件を上回っており、世界各地の企業、大学、政府機関及び研究機関が難題を解決するソリューションを提供するためにたゆまぬ努力を続けていることがわかる。

同レポートにおいて、台湾からは4つの企業/機関、つまり鴻海精密工業股份有限公司（Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.、以下「鴻海精密」）、台湾積体電路製造股份有限公司（Taiwan Semiconductor Manufacturing Company, Limited、以下「台積電」）、国立交通大学（National Chiao Tung University）、国立成功大学（National Cheng Kung University）が技術革新番付に入った。鴻海精密はIT産業のスマートメディア分野における「アジアの技術革新企業・機関トップ10」で台湾を代表する企業となっている。半導体材料及び製造工程の分野では台積電が「アジアの技術革新企業・機関トップ10」でサムソンに次ぐ2位に番付されている。さらに台積電は優れた技術革新力で、世界の半導体技術革新市場でも優位を占め、「世界の技術革新企業・機関トップ10」に入っている。

研究機関については、交通大学が「世界で半導体分野論文数が最も多い研究機関」番付に、成功大学が「世界で家電分野論文数が最も多い研究機関」番付にそれぞれ入っている。ここからも分かるように、台湾の企業と研究機関はアジアのみならず、世界的にみても特許研究で優位を占め、それぞれの産業と分野で技術革新の大きな成果をあげている。（2017年9月）

J170906Y2

05 トナーカートリッジを改造・販売した並行輸入業者を起訴

程（男）の経営する企業が米国から並行輸入したBrother社のプリンター用トナーカートリッジを、台湾で汎用される型番向けに改造し、「Brother」ブランド商品として販売したため、商標権侵害の嫌疑で日本のブラザー工業株式会社に告訴されていたが、台北地方裁判所検察署は2017年9月6日に商標法違反で程被疑者を起訴した。

台北地方裁判所検察署は最高裁判所で20年以上前に下された判決の見解に基づいて、商品を並行輸入する輸入業者が商品に対して加工、改造又は変更を行わず、元来の包装のまま販売したときは、その商品の出所が正当であり、商標専用権者又はそれが使用を許諾した商標使用者の信用・名声を毀損するには至らず、商標法の立法趣旨に反しない範囲にあると認定した。ただし、並行輸入商品を無断で加工、改造又は変更し、対外的に販売する際に同一商品であると標榜して消費者を混同させ、商標専用権者又はそれが使用を許諾した商標使用者、指定の代理店、販売店であると誤認させたときは、他人の商標に対する悪意の使用に該当し、他人の商標専用権を侵害する犯意が明らかであり、その情状により、商標法の刑罰規定を適用して処罰すべきであるとしている。（2017年9月）

J170922Y3

06 オンラインゲーム「クロスゲート」プログラムを違法複製した男に実刑判決

違法なオンラインゲームのプライベートサーバ「水藍魔力（Blue Crossgate）」は同意又は許諾を得ずに、つまり違法にオンラインゲーム「クロスゲート（中国語名：魔力寶貝）」のメインプログラムや画像を複製し、プレイヤーに無料ダウンロードを提供するとともに、プレイヤーに運営資金を賛助させて、それに見合う奨励を与えたため、一般的なオンラインゲームポータルサイトのゲームと同じであり、海賊版ソフトを頒布するだけでなく、実際に利益を得ていた。台湾の代理店である星宇互動娛樂科技股份有限公司（Loftstar Interactive Entertainment Inc.）は著作権を侵害されたとして、法執行機関に告訴した。

裁判所が審理した結果、香港籍の呉○（男）は、台湾での旅費を稼ぐため、「水藍寶貝」を

設置した鍾○熹のために代理で口座を開設し、多数のプレーヤーから賛助金を集めた。呉被告は法執行機関の取調べを受け、自分が共犯者で、法に抵触することを知りながら、口座が凍結される以前に100万新台幣ドル余りを引き出して鍾被告に渡したことを認めたため、士林地方裁判所は呉被告に対して、著作権法違反により懲役6ヵ月に処すとともに罰金50万新台幣ドルを併科する判決を下した。(2017年9月)

J170905Y6

J170904Y6

07 TIPPAが広告代理店と提携、台湾IWLに関する協力覚書に調印

經濟部知的財産局の協力の下、台北市広告代理店組合 (Taipei Association of Advertising Agencies、略称「TAAA」) と台湾知的財産連盟 (Taiwan Intellectual Property Alliance、略称「TIPA」) は2017年8月「台湾IWLに関する協力覚書」(訳注:「IWL」とは権利侵害サイトリスト) に調印した。双方は協力して、ブランド広告が海賊版サイトに掲載されるのを回避することにより、広告に係る金銭の流れが権利侵害サイトに向わないようにし、侵害サイトの財源を絶ち、広告商品の良いブランドイメージを守ることにしている。

台北市デジタルマーケティング経営協会 (Digital Marketing Association、略称「DMA」) の統計によると、2016年上半期のデジタル広告費は111億新台幣ドルに達し、すでにテレビ広告費を上回り首位を占めている。これに鑑みて、現在コンテンツ産業は従来のテレビ、ラジオ等のメディア以外に、ネット上にサイトを開設してロイヤルティやネット広告収入を得ている。しかしながら権利侵害サイトが他人の作品を模倣してそのサイトの閲覧やアクセスを誘導することで、権利者にロイヤルティ収入の損失をもたらすのみならず、合法サイト業者の広告収入を侵食し、さらには台湾のコンテンツ産業の発展を妨げている。IWL計画は権利侵害サイトの広告収入を減らすことで自然淘汰させるというもので、産業全体の発展に役立つ。

現在調印している権利者団体は音楽、映画、ドラマ、アニメ、ソフト及び図書の6ジャンルをカバーしており、今後権利者団体は提携の範囲を拡大していくとしている。知的財産局はIWL計画が順調に展開されることを望んでおり、より多くの権利者と広告業者が協力に参加して、台湾コンテンツ産業の知的財産権を共に保護していくことを期待している。(2017年9月)

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 「同仁堂」商標の使用許諾係争、台湾樂氏同仁堂が逆転勝訴

■ ハイライト

同仁堂は樂氏によって1669年に創業され、かつて宮廷御用達で有名な漢方薬店であったが、その流れを汲む台湾樂氏同仁堂有限公司 (Taiwan Yue's Tong Ren Tong Limited、以下「樂氏同仁堂」) は近年、京都同仁堂生物科技股份有限公司 (Qing Dynasty Royal Herbalist Biotechnology Co.,Ltd、以下「京都同仁堂」) との間で商標使用許諾に係る争議が発生したため、(同仁堂から数えて) 14代目にあたる樂氏同仁堂の樂○心氏が600万新台幣ドルに上る賠償請求の訴訟を提起した。知的財産裁判所は一審において樂○心氏に敗訴の判決を下したが、二審においては京都同仁堂の取得した使用許諾関係が2011年に終了されたにも拘わらず、京都同仁堂は「樂氏同仁」、「樂家老舗」商標を「山芙蓉青春喚顏霜」等の商品17品目に使用していたと認め、京都同仁堂に対して樂○心氏への賠償金126万余新台幣ドル支払いを命じるとともに、パンフレットや商品にこれら2商標の使用を禁じるという逆転判決を下した。

二審で知的財産裁判所は、京都同仁堂の楊○暉総経理が決議に基づいて「商品企画書(訳注:商品名、広告費、包装イメージ、商品位置づけ、販路、販売価格、アフターサービス、商品の長所、試験結果、認証等を記入)」を提出したり、契約を再度締結しなおしたりする意向がなく、樂○心氏はブランド商品を管理するために商標の使用許諾関係を終了させる権利を有して

おり、2011 年末に内容証明郵便を発送したときから（終了は）発効していると認めた。

ただし、裁判所は京都同仁堂が次々と商品の包装及び商標を更新していることと、過去に支払った商標のロイヤルティとを考慮して、京都同仁堂に 126 万余新台幣ドルの賠償金を支払うよう命じるとともに、ホームページ、パンフレット、刊行物及び商品に表示されている 2 商標の使用を禁じる判決を下した。本件につき、さらに上訴できる。（蘋果日報-2016 年 12 月 22 日）

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】105 年度民商上字第 1 号

【裁判期日】2016 年 12 月 8 日

【裁判事由】商標権侵害行為排除等

上訴人 樂○心

被上訴人 京都同仁堂生物科技股份有限公司

兼法定代理人 邱○詩

被上訴人 楊○暉

上記当事者間における商標権侵害行為等事件について、上訴人は 2015 年 11 月 30 日当裁判所 103 年度民商字第 10 号一審判決に対して上訴を提起し、予備的請求を追加した。当裁判所は 2016 年 11 月 17 日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。

主文

原判決が行った上訴人の以下第 2、3、4、5 項の訴えの棄却及び該部分の仮執行宣言申立ての却下の部分、並びに訴訟費用の裁判（確定部分を除く）はいずれも取り消す。

被上訴人京都同仁堂生物科技股份有限公司、邱○詩、楊○暉は連帯で上訴人に 126 万 6000 新台幣ドル及び 2014 年 1 月 23 日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を支払え。

被上訴人楊○暉は上訴人に 15 万新台幣ドル及び 2014 年 1 月 23 日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を支払え。

被上訴人京都同仁堂生物科技股份有限公司は登録第 01147396 号「樂氏同仁」商標及び登録第 01188642 号「樂家老舖」商標を使用してはならず、ホームページ、パンフレット、刊行物、宣伝グッズ及び商品に表示されている「樂氏同仁」、「樂家老舖」商標を除去しなければならない。

被上訴人楊○暉は「同仁堂創立一」、「同仁堂創立二」、「同仁堂創立三」の文章を削除又は廃棄しなければならない。

その他の上訴はすべて棄却する。

一、二審（確定部分を除く）訴訟費用は被上訴人が連帯で五分の一を負担し、残りを上訴人の負担とする。

本判決第 2 項で命じるところの支払い部分について、上訴人は 42 万 2000 新台幣ドルを担保として供託した後に仮執行できる。ただし被上訴人が 126 万 6000 新台幣ドルを担保として供託したならば仮執行を免脱できる。

本判決第 3 項で命じるところの支払い部分については仮執行できるが、被上訴人楊○暉が 15 万新台幣ドルを担保として供託したならば仮執行を免脱できる。

上訴人のその他の仮執行宣言の申立てを却下する。

一 事実及び理由

上訴人の主張：

（一）商標権侵害部分について

樂氏同仁堂は宮廷御用達の薬品を取り扱い、樂家 4 代目の樂○揚が 1669 年に創業した。台湾における 13 代目が上訴人の父である樂○輝であり、その後樂○輝は樂一族のその他のメンバーと「大清樂氏京都同仁堂家族協議書」に調印し、上訴人が同仁堂に関連する一切の業務について全権を以って処理することを約定するとともに、樂○心は登録第 1147396 号「樂氏同仁」商標及び登録第 1188642 号「樂家老舖」商標（以下「係争商標」という）の登録を出願した。

被上訴人会社はその他の多くの企業と同じく上訴人の係争商標の使用許諾を受けた企業の一つであり、上訴人と被上訴人会社は、被上訴人会社が商品企画書を上訴人に提出し、上訴人が使用許諾に同意した後、被上訴人会社が各商標のロイヤルティを支払って始めて係争商標を特定の商品に使用できる、と約定している。

被上訴人会社は商品企画書を上訴人に提出したことがないが係争商標を 17 品目の商品に使用しており、上訴人と被上訴人との間の約定に違反している。たとえ双方に使用許諾契約があったとしても、上訴人は 2011 年 12 月 14 日に内容証明郵便を以て被上訴人会社に係争商標使用許諾の終了を通知している。しかしながら被上訴人会社はこれを取り合わず、係争商標を使用し続けた。よって被上訴人会社は 2013 年 12 月 13 日以降係争商標を使用してはならない。

被上訴人会社は係争商標の使用許諾関係が終了された後もなお公式サイトに係争商標を使用したため、上訴人は商標法第 69 条第 1 項乃至第 3 項及び第 71 条第 1 項第 3 号規定に基づいて、被上訴人会社に対して係争商標の使用を停止し、かつ係争商標を使用した商品を除去又は廃棄するよう請求するとともに、被上訴人に対して連帯で上訴人に 600 万新台幣ドルを賠償するよう請求する。

(二) 著作権侵害部分について

上訴人は樂氏一族の歴史文化を広めるため、祖先の歴史文献及び野史を自ら蒐集し、約 20 万新台幣ドルを出資して訴外人羅○君に委託して 2006 年 3 月 3 日「康熙皇帝と同仁堂の創立」（以下「係争著作物」という）を創作し、樂氏一族が台頭した歴史を小説の形式で表現し、最終原稿を上訴人が修飾、変更して完成し、そのファイルを上訴人のハードディスクに保存した。よって上訴人は係争著作物の著作者であり、著作者人格権と著作財産権を所有するが、被上訴人楊○暉は無断で係争著作物ファイルを使用し、2010 年 2 月 22 日に自らの名義即ちペンネーム「楊瞻」を以て「同仁堂創立一」、「同仁堂創立二」、「同仁堂創立三」等のタイトルをつけ販売代理店に頒布するとともにネット上で公表し、その内容は係争著作物と全く同じで、実質的に類似しているため、上訴人の著作権を明らかに侵害している。

上訴の声明：(1)原判決を取り消す。(2)上記取消部分について、被上訴人会社、邱○詩及び楊○暉は連帯で上訴人に 600 万新台幣ドル及び起訴状副本送達の翌日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を支払え。(3)被上訴人楊○暉は上訴人に 80 万新台幣ドル及び起訴状副本送達の翌日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を支払え。(4)被上訴人会社は「樂氏同仁」（登録第 00000000 号）、「樂家老舗」（登録第 00000000 号）等商標を使用してはならず、「樂氏同仁」（登録第 00000000 号）、「樂家老舗」（登録第 00000000 号）等商標を含むホームページ、パンフレット、刊行物、宣伝グッズ及び商品を除去及び廃棄しなければならない。(5)被上訴人楊○暉はそれが公表、公衆送信を行った「同仁堂創立一」、「同仁堂創立二」、「同仁堂創立三」の文章をネットから削除しなければならない。(6)被上訴人会社、邱○詩及び楊○暉は連帯で費用を負担して、起訴状添付資料 2 に示す「澄清及道歉聲明（説明及び謝罪声明）」の内容を 14 ポイントの字体で、縦 25 センチ、横 34 センチの紙面を以て「蘋果日報」第一面に 1 日掲載しなければならない。(7)上訴人は担保を供託するので、仮執行宣言を申し立てる。予備的請求として、被上訴人会社は 2013 年 2 月 18 日から毎月 5 日に上訴人に対して 3 万 5000 新台幣ドルを支払え。

被上訴人の答弁声明：1.上訴を棄却する。2.不利な判決を受けたときは、現金又は等価の有価証券を担保として供託するので仮執行免脱宣言を申し立てる。

二 心証を得た理由

(一) 双方間に係争商標に関する使用許諾関係は存在するのか

被上訴人は双方間に商標使用許諾関係があったと証明するに十分な契約書を証拠として提出していない。ただし係争商標は上訴人がそれぞれ 2004 年と 2005 年に登録出願し、その登録公告日は 2005 年 4 月 1 日と 2006 年 1 月 1 日である。被上訴人会社は 2007 年に設立され、上訴人は被上訴人会社が設立された時から、技術株（技術提供による取得する株式）2 万株を以て株主となることに同意しており、さらに被上訴人会社は会社設立後すぐに係争商標を使用した付表に示される 17 品目の商品を次々と製造・販売又は広告掲載したことを争っていない。よって上訴人は被上訴人が係争商標を 2007 年から次々と係争商標を使用し続けていることを詳細に知っていたはずであるとする被上訴人の主張は採用できないものではない。また上訴人は 2010 年 4 月 15 日に声明書を出して、被上訴人会社に対する「樂氏同仁」商標の使用許諾に同意している。被上訴人会社の総経理、即ち被上訴人楊○暉は 2010 年 12 月 9 日と 2011

年4月6日に上訴人が開催した「樂氏同仁堂関連事業連盟」第1回、第3回大会に参加している。況してや上訴人が2011年12月14日被上訴人会社に送った内容証明郵便には「……樂家老舗と樂氏同仁の使用許諾について、新しいバージョンの使用許諾契約を結ぶ必要があり、今までに何ら具体的な結論が出ていない。……即日から乙方（即ち被上訴人会社）が本商標を使用する権利を終了させる……」と記載されており、双方間の係争商標に関する使用許諾関係が存在していたと認めるべきである。以上をまとめると、被上訴人がたとえ係争商標について双方間に使用許諾関係があったと証明する書面の証明書を提出できないとしても、前記法律規定及び判決主旨からみて当事者の真意を探求すれば、係争商標について双方間に使用許諾契約が存在したとする被上訴人の主張は採用できる。

(二) 上訴人は係争商標の使用許諾関係を合法的に終了させたのか

被上訴人は決議内容に基づいて商品企画書を提出しておらず、再契約もせずに、係争商標を使用した商品の製造・販売又は広告・販促を継続し、上訴人を係争商標を使用した商品を有効に管理することができない状況に至らしたため、2011年12月14日に被上訴人との商標使用許諾関係を終了させる内容の書簡を送った。たとえ上訴人が定期的に催告していなかったとしても、前記法律規定及び判決主旨からみて、上訴人が2011年12月14日に被上訴人との係争商標に係る使用許諾関係を終了させたことは法に合うものである。

(三) 上訴人は被上訴人に連帯で商標権侵害の損害賠償金を支払うとともに被上訴人会社に侵害を排除するよう請求できるか

商標法第68条第1、3号規定により、商標権者の同意を得ずに、販売の目的で、同一の商品又は役務において、登録商標と同一又は類似する商標を使用したときは、商標権の侵害に該当する。また、商標権者はその商標を侵害する者に対して除去を請求することができ、侵害のおそれがあるときは、その防止を求めることができ、故意又は過失によりその商標権が侵害されたとき、損害賠償を請求することができると、商標法第69条第1、3項に規定されている。次に、公司法（会社法）第23条第2項には、会社の代表者が会社の業務執行につき、法令に違反して他人に損害を与えたときは、その他人に対して会社と連帯して賠償責任を負わなければならないと規定されている。調べたところ、被上訴人は上訴人の許諾を得ずに、係争商標の使用許諾関係を終了された後も係争商標を使用し続け、注意すべきであり、注意できたにもかかわらず、注意せずに上訴人の商標権を侵害した過失があり、かつ上訴人は少なくとも商標ロイヤルティに相当する損害を被ったため、上訴人が商標法第69条第3項規定に基づき被上訴人に損害賠償を請求することには理由がある。被上訴人邱○詩、楊○暉は上訴人が主張する本件侵害行為を口頭弁論終結時まで継続しており、それぞれ被上訴人会社の董事長及び総経理として実質的な代表者であった。前記規定により、被上訴人邱○詩、楊○暉は被上訴人会社の前記商標権侵害行為について上訴人に対して連帯賠償責任を負わなければならない。

次に商標法第71条第1項には、商標権者は次の各号の規定のいずれか一つにより損害賠償金額を算出することができると規定されている。調べたところ、上訴人は該項第3号より、押収した商標権侵害に係る商品の小売単価の1500倍以下の金額をその損賠賠償金を算出している。ここでいう小売単価とは、他人の商標専用権を侵害する商品が実際に販売された単価をいい、商標専用権者自らの商品の小売価格又は卸売価格ではない。また、商標権侵害者が商標権を侵害した商品の品目が複数であることから、それぞれ異なる商品であり、即ち商標権者は本来侵害商品毎にそれぞれ提訴して損害賠償を請求してもよく、各品目の平均単価で賠償金を算出してはならない。商標法第71条第1項第2、3号には商標権者の実際の損害額に係る挙証責任を軽減するため、その法定賠償額の算出方法が規定されている。即ち、商標権侵害行為で得られた利益、又は商標権侵害商品の小売価格の倍数でその損害額を算出する。さらに商標権は商品の出所と商品の品質を表示するトレードドレスからもたらされる権利であるが、商標は商品の全体を代表するものではないため、商標権侵害の損害賠償額も商品全体の価値である必要はなく、況してや無体財産権の侵害は、少なくともロイヤルティの損失を基礎とすべきであり、有体財産権のように市場取引価格で実際の損失額を容易に算出できるものではないため、無体財産権侵害の損害賠償額は、明らかに不合理ではないことを判断基準とするべきである。商標権侵害に係る損害賠償範囲の判断は、侵害者の侵害行為によって権利者が受けた損害を主とすべきであるので、商標の識別性、商標商品の性質、侵害行為の情状、商標侵害商品の数量、侵害行為の期間、商標権者が侵害期間において通常期待できる商標商品からの利益等をすべて斟酌の要因とすることができる。

当裁判所は前記商品小売単価総額の 100 倍で損害賠償額を算出するのが妥当であり、即ち明らかに不合理ではない金額は 126 万 6000 新台幣ドル (1 万 2660×100=126 万 6000 新台幣ドル) であると認める。上訴人がこの範囲において被上訴人に対して連帯で支払うよう請求することには理由があり、それを越える請求は高すぎるため棄却すべきである。

(四) 被上訴人楊○暉は上訴人が係争著作物について所有する著作者人格権と著作財産権を侵害しているのか

被上訴人楊○暉はそれが為したものではないと証明できないため、被上訴人楊○暉は上訴人の同意を得ずに無断で係争著作物を改変し、「楊瞻」の著作物であると表示し、かつ被上訴人会社は他人の使用に供し、上訴人が係争著作物について所有する著作者人格権と著作財産権を侵害した。

(五) 上訴人は被上訴人楊○暉に著作権の損害賠償並びに侵害排除を請求できるのか

上訴人が著作権法第 85 条第 2 項規定に基づいて被上訴人に新聞掲載費用を負担するよう請求する部分については、裁判所の名誉回復に対する処分に関わり、加害者の表明しない自由を制限する事情があるため、人格法益を違法に侵害する情状の軽重と強制表明の内容等について慎重に斟酌して妥当な決定を為すことは、憲法第 23 条に定める比例原則に適合する。これによると、いわゆる妥当な処分とは、その処分が客観的に被害者の名誉又は信用を回復するのに十分であり、必要であることであるものをいう。上訴人は被上訴人の著作権者人格権侵害行為によりその名誉が損害を被り、その名誉の損害は新聞への謝罪広告によって始めて回復できることを証明できないため、上訴人が謝罪広告掲載を請求する部分について、当裁判所は必要ないと認め、棄却すべきである。

さらに被上訴人に著作者人格権侵害による非財産的損害として 10 万新台幣ドルを支払うよう上訴人が請求する部分については、調べたところ、被上訴人楊○暉は許諾又は同意を得ずに無断で係争著作物を改変し、さらに自らの別名「楊瞻」を加えており、権利侵害の故意は相当に明白であり、かつ係争著作物をブログ「VIP 健康顧問部落格」に掲載した期間は少なくとも 2010 年 2 月から上訴人が 2013 年に本件著作権侵害訴訟を提起するまでに及び、係争著作物が「楊瞻」によるものだと公衆に誤認させやすいため、上訴人が 10 万新台幣ドルを非財産的損害として請求することには理由がある。被上訴人楊○暉に著作財産権侵害による非財産的損害として 70 万新台幣ドルを支払うよう上訴人が請求する部分については、著作権法第 88 条第 3 項で規定する金額を斟酌して、上訴人のこの部分に対する請求は 5 万新台幣ドル以内が妥当であり、この部分を越える請求は棄却すべきである。

以上をまとめると、上訴人が商標権侵害の法律関係に基づいて、被上訴人等に 126 万 6000 新台幣ドル及び起訴状副本送達の日、即ち 2014 年 1 月 23 日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を連帯で賠償するよう請求する部分、並びに主文第 4 項に示されるとおり係争商標が受けた侵害を排除及び防止するよう請求する部分については、理由があり、許可すべきである。著作権侵害の法律関係に基づいて、被上訴人楊○暉に 15 万新台幣ドル及び起訴状副本送達の日、即ち 2014 年 1 月 23 日から支払済み日まで年 5 部の割合による金員を支払うようするとともに係争著作物の侵害を排除するよう請求することには理由があり、許可すべきであり、この部分を越える請求には法における依拠がない。原審は上記の許可すべき部分について、上訴人敗訴の判決を下したことは法に合わず、上訴趣旨においてこの部分について原判決は不当であるとして、取り消して改めて判決を下すよう求めることには理由があるため、主文第 2 乃至 5 項に示すとおり判決を下し、この部分を越える上訴を棄却し、この部分の仮執行宣言申立を却下する。本判決第 2 項で支払いを命じた部分については、双方がいずれも担保を供託するので仮執行宣言及び仮執行免脱宣言を申し立てることは法に合わないところがなく、それぞれ担保金を定めて仮執行及び仮執行免脱の宣言を行う。さらに本判決第 3 項で支払いを命じた部分については、50 万新台幣ドルを越えていないため、職権により仮執行を宣言するとともに、請求により金額を定めて仮執行を免脱する。追加された予備的請求は、主位的請求に理由があるため、審理する必要がないことをここに併せて説明する。

以上の次第で、本件上訴は一部に理由があり、一部に理由がなく、智慧財産案件審理法 (知的財産案件審理法) 第 1 条、民事訴訟法第 450 条、第 449 条第 2 項、第 79 条、第 85 条第 2 項、第 389 条第 1 項、第 390 条第 2 項、第 392 条第 2 項に基づき、主文のとおり判決する。

2016年12月8日
知的財産裁判所第二法廷
裁判長 李維心
裁判官 彭洪英
裁判官 熊誦梅

02 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

I Uberに公平交易法違反で100万新台幣ドルの過料、提訴するも敗訴

■ ハイライト

台湾宇博数位服務股份有限公司（以下「台湾Uber」）がサイト上でドライバーの募集広告を掲載したところ、公平交易委員会（訳注：日本の公正取引委員会に相当。以下「公平会」）からUberが合法であると誤解を招く可能性があるとして認定され、2016年6月に広告の内容不実を理由に初めて100万新台幣ドルの過料が科せられた。台湾Uberはこれを不服として過料取消しを求め提訴し、広告は客観的にドライバーの資格を述べたものであり、取引の勧誘を目的とするものではないと主張した。台北高等行政裁判所は、広告がプラットフォームを通じて利益を得ることができると誤認させるものであるが、公路法（道路法）違反で罰則を受ける可能性があることを適切に開示していないため、公平会の処罰決定は合法であると認定し、台湾Uberに敗訴の判決を言い渡した。さらに上訴できる。

台湾Uberは2015年から「Uberドライバー情報サイト」にてドライバー募集の広告文を掲載し、「自分の車を運転。人気のシェアサイトに無料で加入。時間は自由。多ければ週1万新台幣ドル以上の副収入」と記載している。「Uber X 菁英優歩」（訳注：「菁英」はエリート、「優歩」はUberの意）の募集条件は「満21歳、普通免許を所持し、車両は『菁英（エリート）』の条件に合うもの。前科や重大事故の記録が無いもの」としており、「菁英」が所持すべき書類は免許証、車検証、強制保険、運転免許証換領証明書（事故記録）、良民証（警察刑事記録証明）等の5種類としている。

裁判所は、この広告を見る者に、加入条件に合えばUberのプラットフォームを通じて「合法」に乗客を乗せることができ、ドライバーが自分のリソースと時間を使い週に1万新台幣ドル以上の副収入を得ることができるという印象を与えると認定した。しかしながら、交通部の処分書という専門的見解によると、Uberは公路法に違反しており、Uberの派遣を受けた自家用車の所有者は5万乃至15万新台幣ドルの罰金並びに2乃至6カ月のナンバープレート使用停止という処罰を受け、たとえドライバーの加入条件を満たし、5種類の書類を所持していても処罰されるおそれがあるという。

判決によると、台湾Uberは不実の内容で広告を打ち、サイトでドライバーを募集し続け、現在も広告をサイトから削除しておらず、見る者に合法であると誤解させ、さらにドライバーが加入する取引機会を増やすことでその他のタクシー業者の取引機会を排斥して競合者に損害を与え、不平等競争の効果を十分にもたらずため、台湾Uberに敗訴を言い渡した。（自由時報2016年11月16日）

II 判決内容の要約

台北高等行政裁判所判決
【裁判番号】105年度訴字第1232号
【裁判期日】2016年11月15日
【裁判事由】公平交易法

原告 台湾宇博数位服務股份有限公司
被告 公平交易委員会

上記当事者間における公平交易法事件について、原告は2016年6月20日公処字第105065号処分書を不服として行政訴訟を提起した。当裁判所は次のように判決する。

主文

原告の訴えを棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

被告は原告が2015年「Uber ドライバー情報サイト」(URL : <http://www.driveuber.tw/>)において、「自分の車を運転。人気のシェアサイトに無料で加入。時間は自由。多ければ週1万台湾ドル以上の副収入」という内容を掲載し、「UberX 菁英」の募集条件については「満21歳、普通免許を所持し、車両は『菁英』の条件に合うもの。前科や重大事故の記録が無いもの」、「UberX 菁英」に必要な書類は「1.免許証、2.車検証、3.強制保険、4.運転免許証検証証明書(事故記録)、5.良民証(警察刑事記録証明)」としている(以下「係争公告」)ことに対して、取引決定に十分に影響するサービス内容が虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示であり、公平交易法第21条第4条の第1項準用規定に違反していると認め、2016年6月20日に公処字第105065号処分書(以下「原処分」)を以て、原告に原処分送達の日から直ちに前記違法行為を中止するよう命じるとともに、原告に100万新台湾ドルの過料を科した。原告はこれを不服として、当裁判所に行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：
1.原処分を取り消す。2.訴訟費用は被告の負担とする。
- (二) 被告の請求：
1.原告の請求を棄却する。2.訴訟費用は原告の負担とする。

三 本件の争点

- 1.原告は係争広告の行為の主体であるのか。
 - 2.係争公告は公平交易法第21条が規範する客体であるのか。
 - 3.被告は原告が公平交易法に基づいて事前取引のリスクを告知する作為義務があると認めた。ただし処分を以て原告に期限付の改善命令を出さずに、直接原処分を行ったことは、比例原則に適合するのか。
- (一) 原告の主張：省略。判決理由の説明を参照。
(二) 被告の答弁：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

当裁判所が審理したところ原処分に誤りはない。ここで「行為の主体」「広告掲載の時期」「Uber ドライバー募集に関する広告を掲載した行為は、公平交易法第21条に違反している」という3つの部分に分けて、以下のとおり述べる。

1.行為主体に関する部分：

「虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表記」の行為主体については、広告行為を実施する行為全体を以て総合的に判断すべきであり、直接表示又は表記した行為者に限定すべきではない。つまり公平交易法第21条でいうところの広告行為の主体は広告の製作に限らず、広告内容の提供、製作から公衆に知らせる過程において、各事業者の広告行為に対する参与の程度に応じて決まる。事業者が広告を製作、掲載する行為、広告商品の取引過程に参与して且つ利益を得たならば、広告主としての責任を免れ難く、広告内容については真実を表示しなければならない。「Uber ドライバー情報サイト」(URL : <http://www.driveuber.tw/>)は確かに原告が管理しており、広告の内容は原告が審査して掲載している。前述したとおり、原告は係争広告の内容について審査並びに実質的な支配力を有しており、関連する管理及び審査の業務により報酬を得ている。最高行政裁判所の100年度判字第348号判決趣旨からみて、原告は「Uber ドライバー情報サイト」における広告に関連する行為の主体であると認めることができる。

2.「Uber ドライバー情報サイト」の広告掲載の時期に関する部分：

原告は2015年から「Uberドライバー情報サイト」にUberドライバー募集に関する広告を掲載し、現時点でまだサイト上に掲載し続けている。

3. Uberドライバー募集に関する広告を掲載した行為が公平交易法第21条に違反していることに関する部分：

原告は「Uberドライバー情報サイト」に「自分の車を運転。人気のシェアサイトに無料で加入。時間は自由。多ければ週1万台湾ドル以上の副収入」、「加入方法に関するよくある質問……『UberX 菁英』の……条件：満21歳、普通免許を所持し、車両は『菁英』の条件に合うもの。前科や重大事故の記録が無いもの」、「『UberX 菁英』に必要な書類は1.免許証、2.車検証、3.強制保険、4.運転免許証検証証明書（事故記録）、5.良民証（警察刑事記録証明）」等の文言を掲載しており、一般又は関連の大衆に加入条件に適合し、必要な書類を提出して、Uber APP プラットフォームに加入すれば、このプラットフォームを通じて合法的に乗客を搭乗させることができ、現有のリソース（自家用車）と時間を使い週に1万新台湾ドル以上の副収入を得ることができると誤認させ、Uber APP プラットフォームで派遣された自家用車の所有者は公路法等の関連規定に違反し、罰金及び車両ナンバープレートの使用停止又は取消のリスクがあることを知り得ることは難しく、原告はこの取引のリスクを適当な方法で開示していない。よって原告が「Uberドライバー情報サイト」に係争広告の内容を掲載したことで、自分の自動車加入条件に適合し、必要な書類を提出して、Uber APP プラットフォームに加入すれば、合法的にサービスを提供でき、前記の公路法第77条第2項規定には該当しないと誤解させ、その表現と現行の法律との間の相違は、一般又は関連の大衆が受け入れられる程度ではなく、誤った認知や決定を惹起するおそれがあり、不正競争の効果をもたらすため、取引決定に十分に影響するサービス内容が虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示であり、公平交易法第21条第4条の第1項準用規定に違反していると認める。

4. 本件被告が処罰を決定する際に、法律の目的及び個別案件の実情を考慮して適切な決定を行い、多くの行政作為方法から二つを選んで行使し、最も有効に法律執行の目的を達成している。原告に対して違法行為を中止するよう命じるとともに、原告に過料を科す処分を下したことは、行政程序法（行政手続法）第7条で定める適合性、必要性、狭義の比例性等の比例原則に適合している。また被告が下した上記裁量には、法律で授權された目的とは異なる、若しくは関連のない事項の考慮によるという裁量の濫用はなく、消極的に裁量権を行使しないという裁量の怠慢もない。

以上の次第で、本件原告の請求には理由がなく、行政訴訟法第98条第1項前段により、主文のとおり判決する。

2016年11月15日

台北高等行政裁判所第五法廷

裁判長 許瑞助

裁判官 林玫君

裁判官 許麗華

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.